**令和７年度「伊賀市地域おこし協力隊」隊員募集要項**

（R7.8採用）

**１．伊賀市概要**

伊賀市は、三重県の北西部に位置し、大阪・名古屋の中間地点にある人口約８万８０００人のまちです。古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接し、交通の要衝として、江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参拝者の宿場町として栄えてきました。伊賀流忍者や松尾芭蕉、横光利一のふるさととしても知られ、京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成しています。特産品では、伊賀米や伊賀牛、伊賀焼などが有名です。ＪＲ、近鉄、伊賀鉄道、三重交通バス、名阪国道、新名神高速道路などにより、大阪、京都、名古屋などへのアクセスが容易であることも大きな魅力です。都会と適度な距離感を保ちながら、豊かな自然のなかで程よく便利な生活を送ることができます。

**２．活動概要等**

伊賀鉄道は、施設の保有や維持管理は伊賀市、運行は伊賀鉄道株式会社が行う「公有民営方式」で運営しています。伊賀市の市民生活・まちづくりに欠かすことのできないインフラでありますが、自動車社会の広がりや、移動需要の多様化などによる利用者減少により、厳しい状況が続いています。公共交通は有機的なネットワークであることから、伊賀鉄道の利用促進のためには他の基幹交通や二次交通といった公共交通全体を一体的に盛り上げていく必要があります。

まちづくりの視点からみたとき、公共交通は、観光等来訪者の受入手段として地域の活性化に資するとともに、地域内の移動を確保することによる地域内の活性化、歩行の増加による健康増進、CO2排出削減や朝晩ラッシュ時の交通渋滞緩和など、多くの地域課題解決の効果を期待できるものです。

伊賀鉄道をはじめとする公共交通の社会的価値を深度化し、沿線住民の利用促進に向けた取組みはもとより、沿線地域の域内交流・域外交流の活発化を図るとともにまちの魅力向上と交流人口増加へも貢献する取り組みを実施していただきます。

　【具体的な内容】

１．インターネット・ＳＮＳを活用した公共交通の利用者増加に繋がる情報発信

２．地域や企業・団体との共創によるイベントや商品等の地域・観光資源の開発

３．公共交通を日常利用したくなるような仕組みづくりの企画・調整・実行

４．その他公共交通の利用促進と地域活性化につながる活動

**３．募集対象**

（１）委嘱日において概ね２０歳以上の方（性別は問いません。）

（２）心身ともに健康で誠実に勤務できる方

（３）申込み時点において、生活の拠点が都市地域等（条件不利地域を除く）にあって住民登録があり、委嘱後に伊賀市へ住民登録を異動することができる方

※住民票の異動時期については、事前に市と協議すること

※総務省地域おこし協力隊特別交付税措置に係る地域要件を満たす方

（４）地域住民等と積極的にコミュニケーションを図り、地域振興に精力的に取り組むことができる方

（５）普通自動車免許証を所有しており、日常的な運転に支障のない方

（６）国内旅行業務取扱管理者の資格を有している方（必須ではありませんが、有資格者を優先することがあります。）

（７）パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の基本操作ができる方

（８）フェイスブック、Ｘ（旧Twitter）、インスタグラム等のソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用して情報の受発信ができる方

（９）活動期間終了後も伊賀市に定住する意欲のある方

（１０）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

**４．募集人数**

地域おこし協力隊員（委託型）　１名

【活動支援団体】

伊賀市公共交通課、伊賀鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、三重交通株式会社

三重県タクシー協会

**５．雇用形態・活動期間等**

（１）雇用形態　伊賀市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施してい

ただきます。

※市とは雇用関係にないため、国民健康保険、国民年金へはご自身で加入し、保険料等を負担いただくことになります。雇用保険、労働保険への加入もありません。ただし、傷害保険を契約された場合の保険料は必要な経費として請求できます。

（２）活動期間　初年度は委嘱の日から翌年の３月３１日までとし、以降は活動状況や実績等を勘案して年度単位で更新することができます。

　　　　　　　　活動期間は最長３年間です。

（３）活動日数　隊員の活動日数は、原則として１ヶ月につき２０日間程度とし、

　　　　　　　　１日７時間、週３５時間程度を基本とします。

**６．委託料等**

（１）基本月額　　２６６，６００円程度

　　　※１月の活動日数が１５日に満たない場合は、日額１３，３３０円を基礎とした計算により支給します。

　　　※１年間の総額が３，２００千円を超えない範囲

　　　　（契約期間により限度額は変更となる。）

（２）地域活動に必要な経費

　　　・市内居住の賃貸料（月額５６，０００円以内）

　　　・活動車両借上料　（月額４０，０００円以内）

　　　・活動に要する消耗品費

　　　・活動に要する車両の燃料費（予算の範囲内）

　　　・その他、市長が必要と認めたもの（予算の範囲内）

　　　※１年間の総額が２，０００千円を超えない範囲

　　　　（契約期間により限度額は変更となる）

**7．申込方法・選考等**

（１）受付期限　令和７年６月２日（月）まで

（２）申込方法　「伊賀市地域おこし協力隊応募用紙」に住民票抄本を添えて、伊賀市地域力創造部地域創生課へ郵送又は持参ください。※応募用紙は伊賀市ホームページからダウンロードできます。なお、提出された書類は返却しません。

（３）選　考

■第１次選考（書類選考）

　　　・書類選考のうえ、令和７年６月中旬に選考結果を文書にて通知します。

■第２次選考（面接）

・第１次選考合格者を対象に伊賀市役所において面接試験を実施します。

・面接は令和７年６月下旬に実施予定です。

・時間及び会場等の詳細については、第１次選考結果の通知の際にお知らせします。

・最終選考結果は、令和７年７月上旬に文書にて通知します。

・応募に係る経費（書類申請、面接試験に伴う交通費等）は、全て応募者の負担となります。

（４）委　嘱　　令和７年８月１日から委嘱予定　※委嘱日については相談に応じます。

**８．提出・問い合わせ先**

（１）応募用紙の提出先

伊賀市役所　地域創生課　移住定住係　担当：本城、梅田

〒518-8501　伊賀市四十九町3184番地 TEL：0595-22-9680　FAX：0595-22-9672

E-mail：[chisou@city.iga.lg.jp](mailto:chisou@city.iga.lg.jp)

（２）活動内容等の問い合わせ先

■伊賀市役所　公共交通課　鉄道ネットワーク係　担当：中島

〒518-8501　伊賀市四十九町3184番地　TEL：0595-22-9663　FAX：0595-22-9694

E-mail：[koutsuu@city.iga.lg.jp](mailto:koutsuu@city.iga.lg.jp)